

会 議 録

会 議 録	第 2 回山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会		
開 催 日 時	令和 3 年 2 月 1 8 日（木） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0		
開 催 場 所	厚狭地区複合施設 2 階 第 1 研修室 A ・ B		
出 席 者	山口県弁護士会 岡田卓司 山口県社会福祉士会 豊嶋則子 山陽小野田市民生児童委員協議会 森川繁夫 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 山下聡之 相談支援事業所 廣石義和 障害福祉課 岡村敦子 生活安全課 木本順二 小野田介護者の会とらいぽっど 井上恵子 山口家庭裁判所 平林功充	山口県行政書士会 松岡 巧 山陽小野田市社会福祉協議会 小柳朋治 山陽小野田医師会 白澤宏幸 老人福祉施設 市村雄二郎 障害者支援施設 徳永祥三 社会福祉課 岩佐清彦 高齢福祉課 麻野秀明 手をつなぐ育成会 矢田英治 山口家庭裁判所 渡辺 啓	
欠 席 者	山口県司法書士会 森田祐三 山口県宇部健康福祉センター 木村茂香	出席者数 1 8 人 欠席者数 2 人	
事務担当課 及び職員	福祉部次長 尾山貴子 高齢福祉課 荒川智美 高齢福祉課 吉松琴乃	高齢福祉課主幹 大井康司 高齢福祉課 岩村庸平 高齢福祉課 福田真子	
会 議 次 第	1 福祉部長あいさつ 2 議事（審議事項） （1）山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（事務局案） について 3 その他		
会 議 結 果	1 について 福祉部長（代理：次長）が挨拶を行った。 2 について ○意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。 委員長：第 1 回会議において、資料 6 成年後見制度利用促進基本 計画の説明があったが、国の計画では、今後の施策として、「利 用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」として		

おり、これまでの制度はあまり利用者がメリットを実感できていない、ということを確認しているという意味と解釈している。そのため、当事者の方が、成年後見制度をどのように思っているのかを踏まえたうえで、市の計画の策定に向け、議論を進めていく必要がある。そこで、本日より、市内の高齢者及び障がい者の家族会から2名参加していただいている。

本日は、事務局より2月8日現在の素案の提示があり、委員会にて議論し、肉付けしていきたい。

まず、当事者の方が、成年後見制度についてどのような印象を持たれているかについて、両委員へ伺いたい。

委員：手をつなぐ育成会の代表である。成年後見制度については、全国、山口県の手をつなぐ育成会において、何度も議論されている。問題と感じるのは、費用が高いということ。資産を持っていないと制度として使えず、支援のたびに、いくらと費用がかかる為、1000万円くらいの資産があってもすぐなくなってしまう、ということもあると聞いている。市内の手をつなぐ育成会で成年後見制度を利用している人はいない。理由としては、費用がかかり、二の足を踏んでしまうからである。特に障がい者の場合、収入が障害年金のみという方が多く、利用している施設の費用を支払うだけでいっぱい、という状況がある。また、横領事件などから制度への信頼がない、というのが現実である。加えて、後見人の候補者がみつからない、申立てても1か月以上手続きに時間がかかるということも問題と考えている。制度のメリットは複数あると思うが、障害者の親が元気で支援ができる場合は、この制度を利用しようという気にはなれないと思うし、施設入所の場合は、後見人ではなく施設側に預金通帳等の管理を依頼するような状況である。市社協の権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用した場合も、1回支援を受けると、1,850円程度費用もかかる。例えば、作業所などで、1か月働いて得られる金額は約6万円程度であり、そこから、複数回権利擁護事業の支援を受けると少ない工賃から費用を払わないといけず、収入がなくなってしまうこともある。今回、市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市計画」という。）の策定が進められることは大変良いことだと思うので、安心して制度が利用できる環境づくりをお願いしたい。

委員：小野田在宅介護者の会から参加している。成年後見制度については、あまり詳しくない。以前、経験として、子どもがいな

いおじ、おばが認知症となり、おばが先に施設へ入所、おじは、私たちに支援して欲しいとのことで、おじの金銭管理を私たちで行うこととなった。おばについては、姪が成年後見制度を利用し、後見人となったが、お金の引き出しをはじめ、「後見人の業務が非常に面倒で大変だった」と言っていたのを記憶している。小野田在宅介護者の会では、子どもがいない方、認知症となられる方も多く、また、一人暮らしの方もおり、これからこのような方の支援について心配であり、今後、成年後見制度が皆にわかりやすく、金銭的にも利用しやすい制度となるよう、委員とともに検討していきたい。

委員長：先ほどの意見を整理すると、1点目が費用の問題。2点目が安心・安全の面が不安視されている、と意見だった。また、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の話もあったと思うが、1回の支援毎に費用を支払うことも、重荷になっている、という意見もあった。また、経験上の話として、姪が後見人となり、後見人の仕事が煩雑で大変だったという意見もあり、制度的にわかりやすく、利用される方にも負担にならない、制度となって欲しいという意見だった。まず、費用面については、後見人の報酬は、月2～3万円、年間、約36万円程度である。そのため、先ほどの話で、「1000万円がすぐなくなった」というのが、なぜなのかよくわからないが、費用面は先ほど述べた程度である。申し立ての事務手続きの費用については、例えば申し立ての手続きを弁護士へ頼むと、費用は約10万円程度である。加えて、家庭裁判所へ収める印紙代、郵便切手代が約1万5千円、診断書代や、鑑定が必要になれば、約10万円の支出となる。そのため、例えば、成年後見制度利用支援事業などにより、費用面の助成のメニューを増やし、助成の要件を拡げるなど、市が柔軟な方策をとることができないのか、ということも今後の議論のテーマになると感じている。

次に、制度の安心・安全、不正防止の面については、専門職としてコメントを求めたい。まず、社会福祉士会では、どのような不正防止の取組を行っているか。

委員：社会福祉士会では、後見人業務を行っている会員へ対し、年2回事務局へ報告書を提出するようにしている。ただし、活動の報告書の為、詳細な収支の報告はない。また、社会福祉士会では、月1回本人との面会を定めている。本人や親族、関係機関との関わりはどうか、の聞き取りを行っている。収支については、

家庭裁判所へ年に1回報告書を提出している。全国の社会福祉士会で数件不正があったことは事実であり、不正をなくすためにどうしたらよいかが課題である。

委員：行政書士会より参加している。個人としては、後見人はまだ受任した経験はなく、行政書士は、申立てもできない。しかし、元気なうちから将来に備えるということで、任意後見制度の契約を締結している方はいる。行政書士会で構成する任意団体であるコスモス成年後見サポートセンターにて、後見制度へ重点的に協力するという団体があり、自身も所属している。いざ、後見が開始した場合、裁判所だけでなく、コスモス成年後見サポートセンターへも報告を挙げる体制となっており、当センター及び家庭裁判所の両方からのチェックを行い不正防止の体制をとっている。

委員長：弁護士会では、成年後見人を受任する場合は研修を受けることが必要である。また、財産の横領などの不正が起きた場合に備え、保険に加入する、という対応を行っている。国の成年後見制度利用促進基本計画では、不正防止の徹底と利用しやすさの調和と安心して利用できる環境の整備と項目も作られており、「安心かつ安全な制度であるためには監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される」と記載されている。家庭裁判所による不正防止の取組について、山口家庭裁判所の書記官から実情を伺いたい。

山口家庭裁判所：後見事件を担当している。裁判所からは、年1回、専門職、親族後見人と関係なく、報告書の提出を依頼しており、裁判官、書記官にて、提出された報告書をもとに、不自然な支出がないか、不正がないかを確認している。確認している内容は、預金通帳の写し、報告書の記載、高額な支出があったかどうか、領収書やその証明など、定型の項目も含めて確認している。不明、不正な点があれば、裁判所の調査官から事情を伺い、不正と判断されれば、即、告発をして刑事手続きへ入ることとなる。先ほど、ご意見として報道などで不正が起こっている、という話があったが、以前は頻繁にあったが、最近は、不正の審査の方法等のノウハウが蓄積され、裁判所もスキルアップし、各専門職団体でもチェック機能を働かせていることで、不正の報道も少なくなっている。多方面からのチェックが不正防止につながっている

というのが現状である。

委員：裁判所へ尋ねる。成年後見人へ監査を付けるという制度があったと思うが、現在はあるのか。

家庭裁判所：例えば親族後見人などで、法的な知識や事務手続きに詳しくない、などの理由から専門職である弁護士や社会福祉士などが後見監督人として監督し、その後見監督人からの報告などを家庭裁判所が監督、点検するという方法がある。

委員長：本人に、より身近な親族後見人を活用しよう、と国の基本計画ではうたわれている。一方で、親族後見人の場合、法律の知識がない場合もある。親族後見人の場合、家庭裁判所による、配慮、支援などはあるのか。

家庭裁判所：例えば、遺産分割など法的な知識が必要な課題がある場合、まず、専門職の弁護士、司法書士が後見人となり、遺産分割を行った後、親族後見人へ引継ぎ、後見活動を行うリレー方式、あるいは、親族は身上保護面、専門職は財産管理面を行うという、分掌方式という方法がある。また、後見監督人を付け、支援するという方法もある。

委員長：遺産相続の課題などで、例えば、相続人が認知症で、自分の遺産がどの程度もらえるのかがわからないときに、親族が後見人としてついた場合に、相続分の割合がいくらか、などやらないといけない法律的事項については、まず、専門家に対処してもらい、その後に、親族が後見業務を行うリレー方式がある。次に財産管理については、弁護士、司法書士、社会福祉士についてもらい、身上保護面は親族が後見業務を行う分掌、分担方式を行う。また、親族後見人に対し、後見監督人がついてサポートする、という方法もある。と、家庭裁判所からの回答だった。

ここからは、事務局から市基本計画の2月8日現在の事務局案について、具体的に意見交換をしていきたい。まず、1ページ目、目次をみると、第1章では、計画の趣旨説明、第2章は、成年後見制度の利用に関する現状と課題、第3章は、方針や目標、施策、第4章は、具体的な取組となっている。まず、第2章の現状と課題について、6ページ以降を5分程度で説明願う。

事務局が、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画事務局案 6 ページから 16 ページを説明した。

委員長：今の説明について、各委員から質問等はあるか。

委員：市長が申立てを行う場合がある、と言われていたがどのような場合か詳細に説明してほしい。

事務局：14 ページ。まず、法定後見制度の申立てができるのは、本人、4 親等内の親族等である。しかし、親族がいない、親族がいても関わりを拒否されている、そして、自身では認知症や障がい等の理由から申立てができない場合に、市長が申立てを行うこととなる。

委員：身寄りのない方で、成年後見制度が必要な方や何らかの支援が必要な方の把握は、どのように行っているのか。例えば民生委員などは、どのように地域の障がい者の情報を把握しているのか。

委員長：今の問題提起は、地域連携ネットワークの構築、制度の利用が必要な人が、いかに制度へつなげていくかということにもつながる、重要な問題提起と感じた。地域には、制度利用につながっていない人がいるので、市長申立てにうまくつないでいくことが必要、という趣旨のご意見だと感じた。

委員：民生委員である。今、民生委員により地域で困っている方、成年後見制度の利用が必要な方、障がい者の方の把握状況について御意見をもらったが、障がい者の方の情報は民生委員には入ってこない。数年前は、行政から障がい者の情報をもらっていたが、個人情報の為、現在は無い。行政からは、1 人暮らしの 65 歳以上の高齢者、75 歳以上 2 人暮らしの情報は入ってくる（高齢者保健福祉実態調査のリストのこと）。ただ、民生委員の活動は、地域をくまなく見回り、皆からいただいた情報をもとに活動するのが基本だが、障がい者の方の情報はなかなか入ってこない。地域や障がい者の方から民生委員へ情報をいただければ、見守りなど対応ができると思う。

委員長：民生委員は、市内に何人いるのか。また、どの程度の範囲で活動されているのか。

委員：大きい自治会であれば自治会に1人、ただ、小さい自治会の場合は、1人で4、5件担当している場合もある。また、主任児童委員を含めると、市内で158人いる。

委員長：民生委員の任命は、国が行うのか。また、民生委員の人数はどこが決めているのか。

委員：民生委員を任命するのは、大臣。民生委員の担当区域を決定するのは県知事。人数については、市から県へ要望し、県が調整・決定している。先ほど、民生委員の会長が言われたとおり、1自治会400世帯のところもあれば、小さい自治会もあるため、民生委員によっては、担当する自治会の数も変わってくる。

委員長：民生委員の数は、足りているのか。率直の意見はどうか。

委員：率直なところ、1人で400世帯も抱えている人もおり、2つに分けてほしいと思う場合もある。しかし、現実問題人を増やすことは簡単にはいかない場合もある。

委員長：民生委員は福祉員とどのように連携しているのか。

委員：福祉員は1自治会に1人であり、意思疎通しながら対応している。年に1度、市・地区社会福祉協議会にて、自治会長、民生委員、福祉員が集う三者交流会を実施し、情報共有し、必要時に一緒に活動している。

委員長：成年後見制度が必要な方が制度利用につながるよう、いかに発見していくかが、課題と感じた。課題3にも入れてもよいと感じた。ほかに、第2章の現状について、意見はあるか。報酬助成について、助成は、報酬助成のみか。

事務局：報酬助成のみである。市長申立ての場合は、申立てに係る費用は、市が支払う。

委員長：報酬助成の予算はどの程度あるのか。

事務局：報酬助成は、在宅が4件分、施設は7件分を目安に予算を確保している。

委員長：事務局案の 11 ページに、地域福祉権利擁護事業の件数が記載されているが、法人後見の受任件数はどの程度か。

委員：現在、1 件受任している。地域福祉権利擁護事業から、法人後見へ移行したケースはない。地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行は、社会福祉士や弁護士へ依頼するが多い。

委員長：地域福祉権利擁護事業から成年後見制度による法人後見への移行は、受任しようと思えば可能なのか。

委員：受任できる。ケースによって、県社会福祉協議会と協議しながら対応する。

委員長：事務局案の 15 ページのアンケートについて、今後実施する予定とのこと。アンケートの内容についても、今後この会議でも議論していくことが必要と感じる。現状で、どのようなアンケートを実施するのか事務局の意見を伺う。

事務局：アンケートの内容については、本策定委員会やメールを活用して意見を伺う予定である。まず、対象者は、今回から会議に参加していただいている、家族会（高齢、障がい）の方、金融機関。実施時期は令和 3 年度中に実施したいと考えている。目的は、認知度の把握や制度に対する意識調査を行うことで、市の課題の把握や市基本計画策定の参考とするために実施したい。また、調査をとおして、金融機関等と繋がり、本市の利用促進に向けた取組を知っていただくこと、今後の連携できる体制をつくっていききたい。内容は、成年後見制度（法定・任意含む）の認知度について、成年後見制度の印象、例えば、手続きについて、利用に関するメリット、不安、利用したいかどうか、成年後見制度が必要と思う方がいるか、いないか、どんな時に利用したいか、成年後見制度の利用に向けどのような支援が必要か、などを把握していききたい。近隣市の宇部市は、金融機関へのアンケートを実施しているとのこと、参考にしながら実施していききたい。

委員長：16 ページに課題がある。課題が 3 章にあり、方針が 4 章とわかれているが、課題があってはじめて方針が出てくるため、課題と方針は一緒の章にした方がよいと感じる。具体的にいうと、課題 1 で、成年後見制度が活用されていない（案）とあが

っているが、その理由は何なのか、という仮説を考えると、広報啓発すれば活用されるのか、それだけで足りるのか、申立て費用や報酬など利用に対する経済的負担や、利用に対する信頼感の問題など、課題1に対する背景分析を行ったうえで、基本方針へつなげていかないと、課題と方針がリンクしない。例えば、不信感があるなら、不正防止の取組、情報提供を行うなど、経済的問題については、助成を行うなど、現状、原因を分析し、どのように解決するのかを考えていかないと、課題と基本方針がつかないと思う。その他、課題1については、何か意見はないか。例えば、高齢化率が下がるとはいえ、高齢者の数は多いが地域で気になる方は多いという意見もある。さらには、障がい者の方など放置されている場合もあるのではないかと、そのような中で、後見制度がうまく活用されていないという現状があるならば、それを解決するにはどうしたらよいかを投げかけていく必要がある。何か委員で課題1に対して意見はあるか。

*他の委員より発言無し。

委員長：課題1に対しては、異論や意見はないようである。続いて、課題2は、利用促進に向けた体制が整っていない（案）については、課題1とも重なっている。現状で制度が十分に活用されていないので、利用を促進する、へ繋がる。そのため、課題は、成年後見制度が現状で十分に活用されていないという整理の方がすっきりする。2つにわけると必要がないと考える。制度に対する信頼性がない、そもそも制度につながっていない人は、見過ごされているのではないかと、というところを取り上げていき、具体的な取組につなげる、例えば民生委員を増やす、などへつなげる、報酬助成の対象、申立ての費用の助成の範囲を広げるなど具体的に考えていくことが必要。そのため、第3、4章は整理して一つにまとめることがよいと思う。また、18ページに基本目標があるが、上滑りしているように感じる。基本目標1は、単にネットワークを作るだけでは、後見の利用者の課題が解決しない。ネットワークを作り、申立てが必要な人を発見し、申立へつなげるといった仕組みを具体的に作っていくことが必要である。また、基本目標2誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備は、制度の周知や理解を促すだけでなく、後見人の不正防止も必要。基本目標3後見人が活動しやすい環境づくりは、基本目標2とも重なる。また、基本目標3の後見人が活動しやすい環境づくりは、課題としては挙がっていない項目だったため、将来的な目

標なのかと考える。まず、課題を解決するための、基本目標なのか、ある程度課題を解決したうえでの基本目標なのか、のメリハリをつける必要があると感じた。もちろん、課題解決のための目標だけでなく、未来を語る目標も必要であるが、位置づけを明確にする必要があると感じた。基本方針としては、2つ挙げられているが、課題を解決するための方針と、ある程度活用されるようになったあとの話としての、後見人が活動しやすい環境整備を目標に挙げていく、など、位置づけを明確にすることが必要。

課題、目標設定について意見はあるか。

委員：先ほど民生委員より、障がい者の状況・情報把握について説明があり理解できた。地域に障がい者の相談支援事業所があり、相談員がいるので、相談支援事業所を巻き込んでいけば、見えなかった障がい者の状況、全体像が把握できると思う。

委員：相談支援事業所の相談員である。地域との連携、障がい者の方の把握ということで、現在、地域で生活されている障がい者の方で、地域からの支援がいただきたい方については、市障害福祉課と相談しながら、必要に応じて、民生委員とも話し合える場を持つなど、対応している。ただ、現状で不十分なところもあるので、私たち相談員や民生委員、市障害福祉課へ相談していただき、どのように対応していくかを検討できると考えている。

委員：市から、地域にこのような障がい者の方がいる、という情報を伝えるのは個人情報の問題から難しい。市障害福祉課は相談支援事業所と連携しながら、できるだけ地域の民生委員へつなぐことを心掛けており、つなぐ場合も、本人の同意のもとつないでいる。また、地域生活支援拠点の中で、保健師による訪問活動も進めている。高齢者の家族と障がいをお持ちの方で、今後なんらか、緊急時の支援が必要な方の把握を進めている。そのような中で、必要に応じて、成年後見制度の利用を勧めたり、地域とつながっていて欲しい、など、話し合いを重ねながらつないでいく、ということを行っている。

委員長：民生委員から、障がい者の個人情報を市から提供されなくなったという話が出たが、情報共有の問題がある。昨日、家庭裁判所と弁護士会の協議会において、中核機関と裁判所との連携、受任者調整、後見人のマッチング、情報共有など、市の直営型の中核機関が持っている個人情報を出せるのか、ということが

問題に上がっていた。例えば宇部市であれば、個人情報の条例で、「法令で定めがあるとき」、「市民の福祉の向上または公益上の必要がありかつ市民の基本的な人権を侵害するおそれがないと認められるとき」と厳しい基準を設けている。どちらの自治体も同様の基準があると考えます。また、当事者の同意について。三士会の研修などで言われているのは、認知症や精神上的障がいなどで判断能力が低下してきている人に対し、自身の情報を提供する、という判断も十分できるかわからない場合もある。そのため、個人情報の取り扱いを同意原則ではなく、新しい枠組みの中でガイドラインや条例を定めていくことも必要と考えます。実際、障がい者の方が自身の個人情報を出す、出さないの判断はできるのか。

委員：難しいのではないかと。例えば、障がい者の方個人で、物事を判断するのは難しいので、相談支援事業所、手をつなぐ育成会、障害福祉課と協力しながら、生活保護の申請や養護老人ホームへの入所の支援などを進めている。また、うまく意思表示ができないことで、外出したくてもできない、やりたいことができない、などの問題も出てくる。そのような、うまく意思表示ができない方の支援をどこに相談したらよいのかという問題もある。今回、この会が発足したことでこのような方の支援も進むと思うので今後一緒に考えていきたい。また、手をつなぐ育成会自体が、会員が減少している。新たに会員を募ろうとしても例えば学校を卒業した障がい者の方の情報も開示されないのでは、なかなかつながらないというのも現実である。

委員長：ネットワークの作り方には、情報共有の問題がある。今ある法律上のレベルで言うと消費者安全確保地域協議会がある。この会では、高齢者や障がい者が消費者被害にあったときに、情報共有ができるようになっている。それと同じように、高齢者・障がい者の権利擁護の仕組みの中で条例を作っていく必要がある。個人情報保護法制は、健常者を前提とした法制度である。そのため認知症等により判断能力が低下した人を前提に使うと、その方のためにならない。そのため情報共有の仕組み作りを行っていくことが求められる。

委員：市内の介護支援専門員連絡協議会の会長である。障がい者の方が65歳となられ、介護保険サービスへの移行を行う際は、高齢福祉課へ相談すれば、介護支援専門員へつなわれ、介護保険サービスを受けることができる。また、その方が成年後見制度の

利用が必要と思われる場合は、市へ相談することで、制度利用へつながると思う。市内には介護支援専門員の事業所が複数あるので、気軽に相談してほしい。

委員：相談支援事業所、障がい福祉課、市地域包括支援センターにて障がいを抱えられた方が、介護保険サービス、施設入所へつながったケースもある。

委員長：その他、課題、基本方針、基本目標について何かあるか。

*委員より意見無し。

委員長：課題や基本方針等については、メールを活用してご意見など伺いたいと思う。また、この度より参加となった、市内の家族会の御二方には、今後委員への就任をお願いしたい。課題については、「成年後見制度が十分に活用されていない」ということを整理し、そこで、なぜ活用されていないのかということ、「広報啓発が十分にされていない。お金がかかる。本来つながる人が発見できていなかった」ということがわかった。その原因1つ1つについて、解決に向けた目標と具体策を立てることが必要と考える。今後事務局にて整理し再度改訂版の提出を依頼したい。課題に対する目標と、未来に向けた目標の整備も、位置づけを整理して設定してほしい。事務局案の20ページ以下の具体的な取組については、今後課題を整理した後に変わってくると思うので、次回以降3月に議論したい。会議のスケジュール調整はどうか。

事務局：会議の開催スケジュールは年2回と考えていたため、メールなどを活用して議論したい点などについて意見を伺うという方法をとりたい。

委員長：山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱第6条に、「委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。」と記載されているため、会議の開催回数は事務局が決めることではない。委員長が必要に応じて会議を招集することになっているので、必要に応じて招集していきたい。そのため3月に1度開催する方向で調整してほしい。皆であって議論していく中で中身が深まっていくので、しっかりやってほしい。以上が委員長の意見である。

事務局：3月の開催については、議会が開催されること、福祉部全体が新型コロナウイルスのワクチン接種の業務の兼ね合いもあり、日程を確保することが難しいかもしれないが、検討したい。即答はできないため今後回答する。

委員長：ワクチンの話も理解できるが、会議の招集は、委員長として招集するため開催したい。わずか2時間程度の会議なので強くお願いしたい。あまり、間が空いてメールだけのやり取りでは意味がない。この場で意見交換することが必要と考える。素案が固まるまでは、月1回のペースで会議を開催したい。パブリックコメントに出すまでの素案を固める作業が大切。本策定委員会での意見が、自分たちの住む町の計画となるため、どのような町にしたいか、ということにつながる。自分たちの住む町のことを自分たちで真剣に考えていくことが大切と思う。委員の皆様から異論がなければ、月1回会議を開催したい。

*委員から発言無し。

委員長：何も発言が無いようなので、月1回会議を開くということで、事務局は、要綱に従って準備をお願いしたい。私を会長にするとこのようなことが起きるので、やめておいた方がいいと私は思うが、要綱に書いているため、必要に応じて会議を招集すること。次回会議までに課題を整理し、次の会議へ繋げてほしい。以上で議論を終了する。

以上

3 その他

事務局より、次回会議の日程調整については、改めて連絡することを伝えた。

～ 閉会 ～